

# 障がい者に対する相談支援体制の 重点化について

平成25年11月15日

熊本市健康福祉子ども局

障がい保健福祉課



# 相談支援事業について

平成18年10月施行の「障害者自立支援法」(平成25年4月以降は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」)に基づき、障がい者及び障がい児が自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう、各種の相談や必要な支援を行う「相談支援事業」を実施。

15か所の事業所が熊本市からの補助を受け、障がい者及び障がい児、保護者等からの福祉に関する各種相談に応じ、情報の提供や助言、福祉サービス利用援助等の必要な支援を実施。相談に要する費用は無料。

<利用対象者>

原則として、熊本市在住の障がい者及び障がい児、障がい児の保護者及び障がい者等の介護を行う者

## ■根拠法令等

- ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(第77条第1項第3号)
- ・地域生活支援事業実施要綱

## ■相談支援事業の主な内容

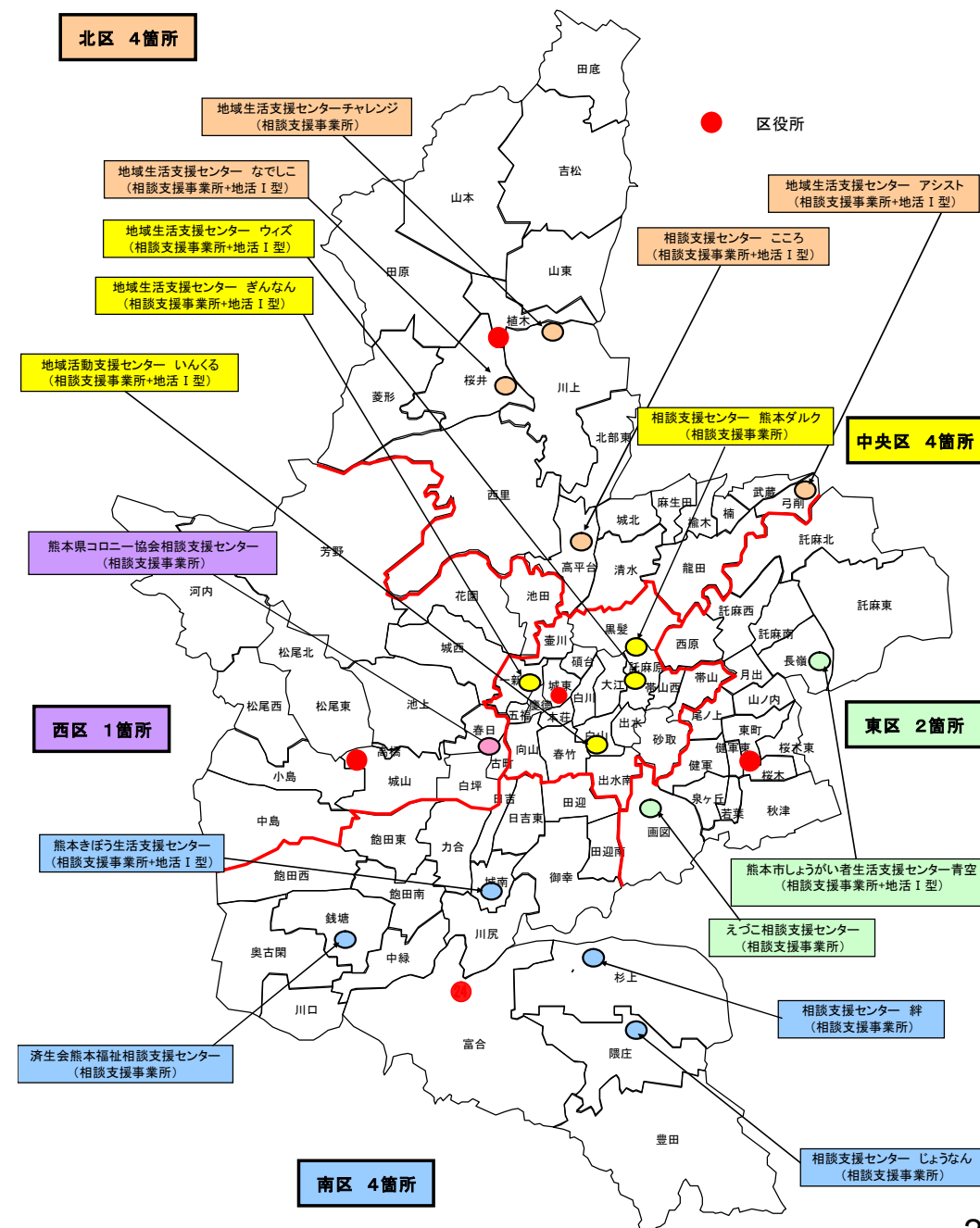
- 1 福祉サービスの利用援助
- 2 社会資源を活用するための支援
- 3 社会生活力を高めるための支援
- 4 ピアカウンセリング
- 5 権利擁護のために必要な援助
- 6 専門機関の紹介
- 7 虐待の防止及び早期発見のための関係機関との連絡調整

## 《 熊本市障がい福祉計画(第3期計画) 》

相談支援事業所については、公平・中立の確保及び地域の総合相談窓口として機能強化を図る必要があり、第4期計画(平成27~29年度)においては、公募による委託方式で区ごとの適正配置を図る方向とする。

# 現行の本市における相談支援体制の評価される点

1. 補助事業で実施する相談支援事業所15ヶ所のうち、8ヶ所が地域活動支援センター（Ⅰ型）を併設しており、センター利用者にとっては親しみ易く、相談しやすい環境がある。
  2. 各事業所の相談員同士が緊密に連絡や情報交換を行っているため、市内の相談支援体制に一定のまとまりがある。
  3. 利用者には区や地域をまたがって相談を持ちかける方もあり、相談員と利用者との厚い信頼関係を築いている。
  4. 平成18年度から熊本市相談支援事業が実施され、各事業所に経験のある相談員が育っている。
- また、事業所によっては得意分野があり、ノウハウの蓄積や、エキスパート的な人材がいる。



## 現行の本市における相談支援体制の課題

1. 補助事業である(公募でない)ことから、公平性の観点から適当でない。

2. 区によって偏在が見られ、配置が適正でない。

行政区	事業所数	人口	うち1事業所 当たり人口	3障がい 手帳所持者数	うち1事業所 当たり人口
中央区	4事業所	185,306人	46,327人	9,923人	2,481人
東区	2事業所	189,446人	94,723人	10,720人	5,360人
西区	1事業所	92,813人	92,813人	6,377人	6,377人
南区	4事業所	129,444人	32,361人	6,942人	1,736人
北区	4事業所	144,785人	36,196人	8,661人	2,165人
合計 ( )は平均	15事業所	737,294人	(49,152人)	42,623人	(2,842人)

3. 事業所の多くが母体施設が主たる対象とする障がい種別を中心に対応しており、3障がいを総合的に支援できる事業者が少数に留まる。

・事業所ごとに得意分野があることは必ずしも悪いことではないが、全ての利用者が必要な時により良い支援が受けられる体制づくりは必要。

	事業所数
3障がい対応	3
主に身体障がい	1
主に知的障がい	4
主に精神障がい	6
主に知的障がい及び精神障がい	1

## 現行の本市における相談支援体制の課題

4. 事業所の半分以上は母体施設内に設置又は隣接しており、母体施設の利用者が7割を超える事業者があるなど、地域に開かれた事業所となっていない。

	事業所数
母体施設内又は隣接する事業所	8
それ以外	7

	事業所数
母体施設の利用者が3割を超える事業所	5
母体施設の利用者が5割を超える事業所	3
母体施設の利用者が7割を超える事業所	2

5. 障害者相談支援事業については、十分な基本相談支援を行える体制となっていない。

- ・1事業所当たり2名以上の人員を配置する(非常勤含む)こととなっているが、大半の事業所は常勤職員が1名であり、複数人配置している事業所も同法人内の他事業と兼務する者があるなど、実質1事業所当たり約1.5人の体制という現状。
- ・サービス等利用計画等の作成・モニタリングを行う指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定も同時に受けている事業者が大半であり、当該各事業者の人員と障害者相談支援事業者の人員が同様である(切り分けをしていない)ことから、基本相談支援を行う体制が不十分。

# 現行の本市における相談支援体制の課題

事業所	基本相談にかかる人員体制 (管理者業務専任者を除く)			指定特定相談支援事業者 における人員		基本相談専属人員 f=c-e
	a	他事業と兼務 b	専任 c=a-b	d	基本相談と兼務 e	
A	1	0	1	1	1	0
B	3	1	2	3	3	0
C	1	0	1	2	1	0
D	2	0	2	2	2	0
E	1	0	1	5	1	0
F	1	0	1	3	1	0
G	1	0	1	1	1	0
H	3	1	2	5	3	0
I	2	1	1	2	1	0
J	2	0	2	1	1	1
K	1	0	1	—	—	1
L	2	0	2	3	2	0
M	2	0	2	2	2	0
N	1	0	1	3	1	0
O	3	1	2	2	2	0
平均値	1.7		1.5	2.5	1.6	

6. 各区役所に配置する障害者ケアマネジメント従事者については、本来的には障がい者相談支援事業者に対する専門的な指導、助言等を行うことにより、相談支援機能の強化を図るものであるところ、ケアマネジメント従事者が各区役所に分散されていること等もあり、そうした役割を果たすまでには至っていない。

※障害者ケアマネジメント従事者数 H25年度7人(中央2、東1、西1、南1、北2)

7. 相談支援事業所における相談支援専門員の体系的な研修システムなど、支援スキル(ケアマネジメント技術)向上の機会が少ない。

## 1. 相談支援事業の重点化

現行の1箇所当たり約1.5人体制の計15箇所の事業所について、区ごとの適正配置及び地域の総合相談窓口としての機能強化の観点から、他都市における相談支援事業所の対人口比の事業所数及びその人員配置状況も踏まえ、以下のとおり相談支援事業の重点化を行う。

### 【重点化に向けた取組】

#### ・3障がいの対応を基本

3障がいを総合的に対応可能な人員配置を検討していただく。

#### ・母体施設敷地(隣接地含む)外に事業所を設置することを基本(地域に開かれた事業所)

平成26年度当初予算要求時に法人本体施設からの移設に際する施設整備費を要求予定。

#### ・設置する区に在住する障がい者の対応を基本

相談受付を区民に限定するものではなく、地域の相談支援の拠点としての役割を果たすもの。

#### ・1事業所当たりの人員増(3名程度を予定)

人員増に伴い、委託料予算の増額要求予定(金額未定)。

#### ・事業所を地域バランス、利用者の利便性を考慮して配置(9箇所を予定)

事業所の配置に当たっては、区ごとに人口等の密集状況及び交通アクセス等の利便性を勘案したものとする。

#### ・計画相談支援も行う事業所については、基本相談支援の体制確保のため、計画相談支援の実施に何らかの制限を課す。

例)3人のうち2人は計画相談支援との兼務を認めない 等



○他都市相談支援事業所設置状況(H25.8現在)

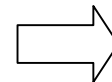
	人口 A	事業所数 B	人員(専門職) C	1事業所当たり 対応人口 A/B	1事業所当たり 平均人員 C/B	人員1人当たり 対応人口 A/C	備考
札幌市	1,919,664	18	78	106,648	4	24,611	
仙台市	1,058,939	16	63	66,184	4	16,809	
さいたま市	1,246,180	13	48	95,860	4	25,962	
千葉市	962,424	7	19	137,489	3	50,654	
横浜市	3,693,788	23	91	160,599	4	40,591	
川崎市	1,440,474	21	42	68,594	2	34,297	
除外 相模原市	718,602	1	2	718,602	2	359,301	基幹1ヶ所のみ
新潟市	800,226	9	31	88,914	3	25,814	
静岡市	719,188	10	48	71,919	5	14,983	
浜松市	813,082	16	32	50,818	2	25,409	
名古屋市	2,262,176	25	68	90,487	3	33,267	
京都市	1,468,649	15	68	97,910	5	21,598	
大阪市	2,678,051	24	68	111,585	3	39,383	
除外 堺市	841,253	8	38	105,157	5	22,138	各区基幹のみ
神戸市	1,538,047	14	57	109,861	4	26,983	
除外 岡山市	703,647	20	—	35,182	—	—	件数あたり補助
広島市	1,179,744	15	28	78,650	2	42,134	
除外 北九州市	966,976	1	1	966,976	1	966,976	基幹1ヶ所のみ
福岡市	1,459,411	15	31	97,294	2	47,078	
熊本市	737,294	15	37	49,153	2	19,927	
平均 ※イレギュラー値、熊本市除く				95,521	3	31,305	

D

E

○熊本市各区適正事業所数

	人口(人) F	人口当たり 適正事業所数 (対 他都市平均値) F/D	人口当たり 適正人員数 (対 他都市平均値) F/E
中央区	185,306	1.9	5.9
東区	189,446	2.0	6.1
西区	92,813	1.0	3.0
南区	124,944	1.3	4.0
北区	144,785	1.5	4.6
全市	737,294	7.7	23.6



【現行配置案】

事業所数	人員数
2	6
2	6
1	3
2	6
2	6
9	27

# 相談支援体制強化に向けた今後の検討事項

## 2. 相談支援機能の強化(基幹相談支援センターの設置)

基幹相談支援センター(1ヶ所)を設置することにより、相談支援事業所に対する専門的な指導・助言及びケアマネジメント技術の向上並びに相談支援事業所のネットワーク化等の支援、また、相談支援事業所が対応に苦慮する複雑又は困難事案や虐待事案等への高度な相談支援等の後方支援を行う体制を整える。

## 3. スケジュール(予定)

**※注意※** あくまで現行の予定であるため、前後する場合があります。

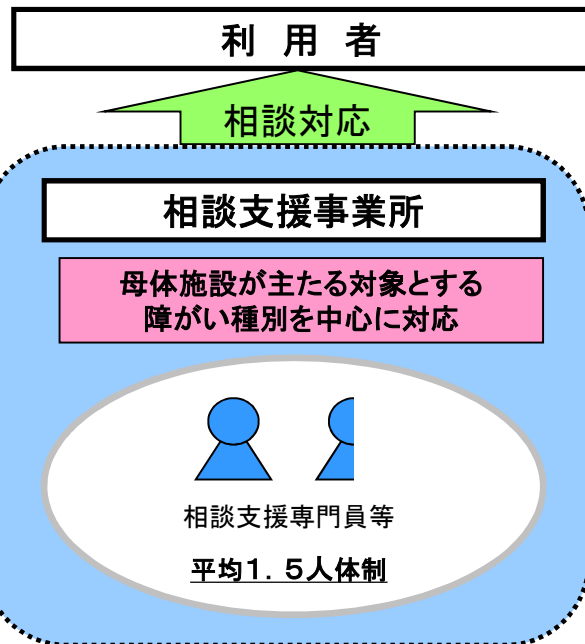
<u>平成25年度</u>	平成25年11月15日	第3回自立支援協議会本会議
	平成26年2月21日	第4回自立支援協議会本会議(再編骨子提示)
<u>平成26年度</u>	4月上旬	6月補正予算要求(委託料予算要求)
	6月下旬	6月議会議決(予算確定)
	7月中	公募開始、公募説明会開催
	8月～9月	募集締め切り 受託法人決定
	10月頃～	事業準備(契約手続、業務引継ぎ、事業所移設等)
<u>平成27年度</u>	平成27年4月1日	委託事業開始

※委託契約を熊本市と結ぶに当たり、競争入札等参加資格審査申請書を市へ提出し、資格審査を経て、応募申請日までに委託年度(H27年度)に係る入札参加資格者名簿に登録されている必要があります。

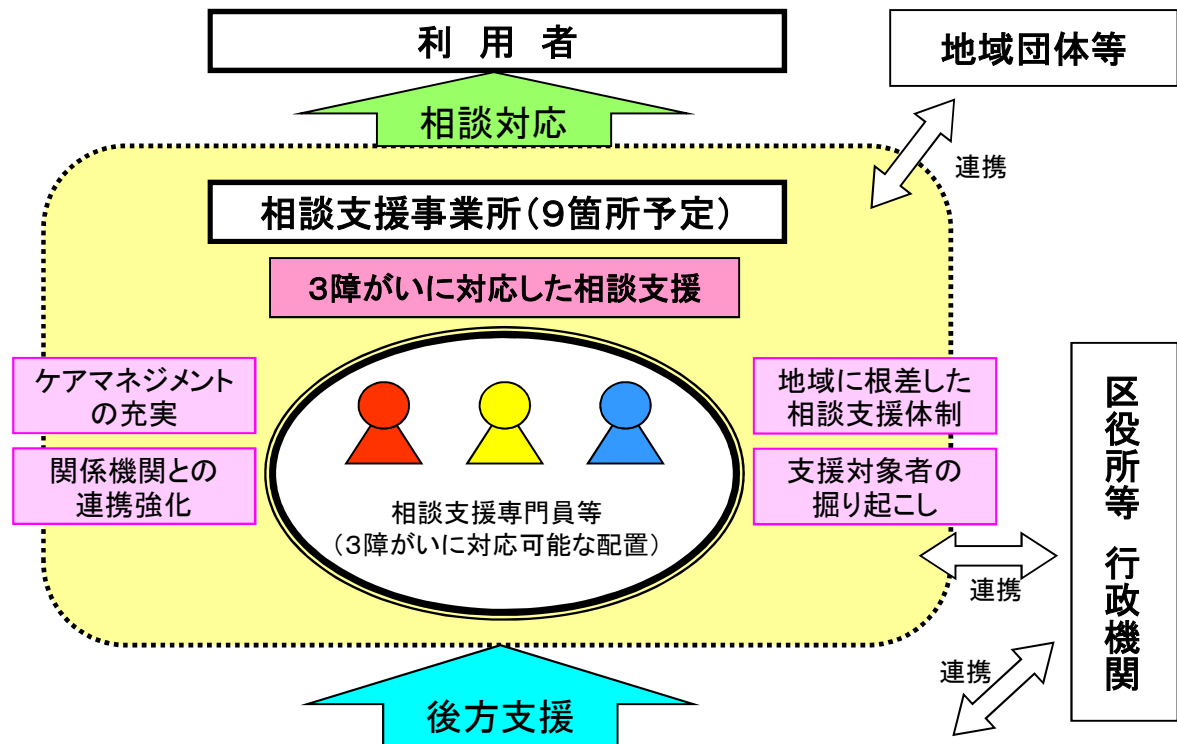
(通常手続きに1～2ヶ月程度の期間を要します。詳しくは熊本市ホームページを参考にしてください。)

# 相談支援体制強化に向けた今後の検討事項

## 【現状】



## 【平成27年度～】



相談支援事業所に対する  
専門的な指導、助言等  
後方支援が不足

